

□ 特殊な作業における防止措置

特殊な作業等の種類	防 止 措 置 の 内 容
1 ずい道などの掘削でメタン、炭酸ガスの突出のおそれのあるとき(酸欠則 18 条)	(ボーリング等) <ul style="list-style-type: none"> <li>① ボーリング等の調査の実施</li> <li>② メタン、炭酸ガスの処理の方法、掘削の時期・順序を定めてこれにより作業</li> </ul>
2 地下室、機関室、船倉等その他通風が不十分な場所に備える炭酸ガス消火設備(酸欠則19条)	(消火設備等に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 容易に転倒し、またはハンドルが容易に作動することのないようにすること</li> <li>② みだりに作動させることを禁止し、その旨の表示</li> </ul>
3 冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設内部の作業(酸欠則 20 条)	(冷蔵室等に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の扉またはふたが締まらないような措置 (内部から容易に閉くことができる構造か通報) (装置、警報装置の設置でもよい)</li> </ul>
4 タンク、ボイラー、反応塔の内部その他通風不十分な場所におけるアルゴンアーク溶接、炭酸ガスアーク溶接等(酸欠則 21 条)	(溶接に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業場所の酸素濃度を 18%以上に保つように換気</li> <li>② 労働者に空気呼吸器等を使用させること</li> </ul>
5 ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部で窒素、炭酸ガス等不活性気体を送給する配管があるところでの作業(酸欠則 22 条 1 項)	(ガス漏出防止措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>① パルブ、コックを閉止、または配管に閉止板の取付け</li> <li>② 閉止したパルブ、コック、閉止板に施錠、開放禁止の表示</li> </ul>
不活性気体を送給する配管(酸欠則 22 条 2 項)	パルブ、コックまたはこれを操作するスイッチボタン等に不活性気体の名称および開閉方向の表示
6 タンク、反応塔等の容器の安全弁等から排出される不活性気体が流入するおそれがある通風換気不十分なところでの作業(酸欠則22条の2)	(ガス排出に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>安全弁等から排出される不活性気体を直接外部へ放出できる設備の設置等</li> </ul>

特殊な作業等の種類	防 止 措 置 の 内 容
7 内部の空気を吸引する配管に通ずるタンク等の内部作業(酸欠則 23 条)	(空気の稀薄化の防止措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>出入口のふたまたは扉が締まらないような措置</li> </ul>
8 地下室等通風が不十分な場所において、メタン等を主成分とするガス等を送給する配管を取り外す等の作業(酸欠則 23 条の 2)	(ガス配管工事に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>① ガスの確実な遮断</li> <li>② 作業場所の換気または空気呼吸器等の使用</li> </ul>
9 圧気工法による作業(*特殊な地層が存在する箇所またはこれに隣接する箇所)(酸欠則 24 条)	(圧気工法に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 酸欠空気が漏出するおそれのある井戸または配管について空気の漏出の有無、その程度および酸素濃度の調査等を実施</li> <li>② 酸欠空気の漏出している場合、関係者に通知、防止方法の教示および立入禁止等必要な措置</li> </ul>
10 地下室等に係る作業(*特殊な地層に接している等の地下室、ピット等の内部)(酸欠則 25 条)	(地下室等に係る措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>酸欠空気の漏出防止のための漏出箇所の閉そくまたは酸欠空気を直接外部へ放出する等の措置</li> </ul>
11 し尿等腐敗したまは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の改造等においてこれらの設備を分解する作業(酸欠則 25 条の 2)	(設備の改造等の作業) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 作業の方法等の決定および労働者への周知</li> <li>② 作業指揮者の選任</li> <li>③ パルブ、コック等を確実に閉止</li> <li>④ パルブ、コック等の施錠等</li> <li>⑤ 硫化水素濃度の測定、換気</li> </ul>

(注) \*特殊な地層：安衛令別表第6第1号イまたはロに掲げる次の地層をいう。  
イ 上層に不透水層がある砂れき層のうち含水もしくは湧水がなく、または少い部分  
ロ 第一鉄塩類または第一マンガン塩類を含有している地層